

預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預^よ手プラン）の実施について

日新信用金庫は、兵庫県警察本部と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年6月15日（月）より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手プラン）」を実施しております。

兵庫県警察本部からの要請により、「預手プラン」では、ご高齢のお客さまが窓口で高額のお金出金を希望される場合に、資金用途をご確認させていただくとともに、お振込みや預金小切手のご利用を勧めさせていただいております。

また、必要に応じて、お客さまが詐欺被害に遭っていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございますので、特殊詐欺被害を撲滅するため、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 預金小切手（自己宛小切手）は、当金庫が自らを支払人として振出す小切手のことです。自分（当金庫）に対して支払いを依頼するので「自己宛」といいます。

現金化するには、受取人の取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をするため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われても、被害防止と犯人逮捕につながります。

また、小切手に受取人の名前を記載いただくことにより、不正に小切手を取得した第三者への支払いを防ぐことができます。

※ 詐欺被害の防止ばかりでなく、①当金庫が支払人であるため安心してご利用いただける、②大きな金額でも一枚で済むので持ち運びに便利、③紛失や盗難にあった場合にも、現金に比べて被害を防ぐ可能性が高い、などの利点があります。